

青木南地区まちづくり協定の届出について

届出が必要な行為

1. 建築物その他の工作物の新築・増築・改築・用途の変更
2. 土地の区画形質または用途の変更
3. 良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

※建築確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

- 届出は、建築確認申請の前に届出してください！
建築確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに届出してください。
- 建築確認申請に、「まちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関する適合通知書(はがき)」の添付等の必要はありません。
(上記「適合通知書(はがき)」の受領前に、建築確認申請を行うことができます。)
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、上記「適合通知書(はがき)」の写しが必要です。

届出先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目 1-30 三宮国際ビル
神戸市都市局まち再生推進課
「青木南地区まちづくり協定」担当
電話 (078) 595-6731

※郵送、持参ともに受付しています。発送後、1週間程度が経っても担当者からの電話がない場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

★届出についての注意事項★

- 次に該当する物件については、届出者または代理者より「青木南地区まちづくり協議会」に物件内容の説明をお願いします。
 - ① 戸建専用住宅を含むすべての建築物
 - ② 500㎡以上の土地の区画形質の変更又は用途の変更
- 「青木南地区まちづくり協議会」への説明会は原則として、毎月第2日曜日 13:30 から開催します。

• 「青木南地区まちづくり協議会」への説明等の詳細については
まちづくり協議会に直接問い合わせてください。
※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

* 「青木南地区まちづくり協議会」への説明が遅れると、「適合通知書(はがき)」の発行も遅れますので早めにご連絡をお願いします。

届出先と届出書類

提出先	神戸市都市局 まち再生推進課 (届出)	青木南地区 まちづくり協議会 (説明資料)	
提出している ただくもの	<ul style="list-style-type: none"> • 行為の届出書 (共通様式) • 適合通知書 (はがき) ※切手を忘れずに! 		
	<ul style="list-style-type: none"> • 行為の概要書 		<ul style="list-style-type: none"> • 行為の概要書
	<ul style="list-style-type: none"> • 図面 (届出書裏面に記載) 		<ul style="list-style-type: none"> • 図面 (届出書裏面に記載)
	<ul style="list-style-type: none"> • 現況写真 		<ul style="list-style-type: none"> • 現況写真
	届出部数		1部

「行為の届出・変更届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」「適合(不適合)通知書(はがき)」の様式は窓口・インターネットで入手できます。

インターネットで検索「神戸市まちづくり協定」



「青木南地区まちづくり協定」

(ページ下部にPDF形式・エクセル形式で掲載)